

「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について」
意見公募の結果について

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について、令和3年4月1日から令和3年4月30日まで意見公募したところ、1件のご意見をいただきました。

つきましては、いただいたご意見の概要と、それらに対する本市の考え方について、別紙のとおり公表します。

この度の意見公募結果を踏まえ、「横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則」、「環境への負荷の低減に関する指針（事業所の配慮すべき事項）」、「温室効果ガスの排出の抑制に関する指針」、「土地の形質の変更に伴う公害の防止に関する指針」、「石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準」、及び「小規模揚水施設に係る地下水の採取による地盤の沈下の防止に関する指導基準」を一部改正し、令和3年10月1日（一部令和3年7月21日）から施行します。（詳細は、令和3年7月21日発行の横浜市報やウェブページにおいても公表しています。）

改正に当たり、意見公募時の案から文言の整理等一部軽微な変更を行いました。なお、「石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準」は意見公募時の改正案から、いただいたご意見等を踏まえ一部修正しました。また、「環境保全協定の締結の手続に関する実施細目」は改正を行いませんでした。

このたびのご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政にご協力いただきますようお願い申し上げます。

いただいたご意見とそれらに対する本市の考え方

ご意見の対象	ご意見番号	ご意見の概要	ご意見に対する本市の対応又は考え方
石綿排出作業による大気汚染の防止に関する指導基準	1 (1)	法の作業基準と指導基準の関係性はどうか。また、電気グラインダーその他の電動工具を用いる工法と高圧水洗工法以外の工法は、採用していいのでしょうか。	大気汚染防止法の作業基準を遵守した上で、指導基準における作業基準を遵守する旨を明記しました。また、石綿を含有する仕上塗材の除去に関して、電気グラインダーその他の電動工具を用いる工法及び高圧水洗工法以外の工法について、指導基準では規定していませんが、大気汚染防止法の作業基準を満たす限り、採用を妨げるものではありません。
	1 (2)	石綿布の「プラスチックシート養生」、セメント建材の「パネルやシート等の養生」、けい酸カルシウム板第1種の「養生」、石綿含有仕上塗材の「プラスチックシート養生」、「床面養生」の違いがわかりにくいと考えます。	石綿布、石綿含有セメント建材、石綿を含有するけい酸カルシウム板第1種及び石綿を含有する仕上塗材を除去等する際の養生について、具体的な措置内容を明記しました。
	1 (3)	グローブバッグと負圧隔離養生で同時に工事をやる時、測定箇所はどこになりますか。	吹付け石綿及び石綿含有断熱材等の除去等の作業において、負圧隔離養生を行う場合とそれ以外の場合に測定箇所の分類を整理し、隔離又は養生した作業場が複数ある場合は、作業場ごとに測定を行う旨を明記しました。 グローブバッグと負圧隔離養生で同時に工事を行う場合は、作業場ごとの測定となります。グローブバッグを用いる作業の測定箇所は、作業中において、除去等を行う箇所の近傍及び敷地境界付近（4方位）、作業後において、除去等を行う箇所の近傍です。負圧隔離養生を行う作業の測定箇所は、作業中において、集じん・排気装置の排気口、前室の出入口及び敷地境界付近（4方位）、作業後において、作業場内の適切な箇所です。
	1 (4)	グローブバッグをいくつかの場所で使うとき、全てのグローブバッグの近傍で測定することになりますか。	グローブバッグを用いて複数の箇所で作業を行う場合は、複数の箇所を一つの作業場として扱って測定できる旨を明記しました。